滋賀県スポーツ少年団表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、滋賀県スポーツ少年団設置規程第4条に基づき、滋賀県スポーツ 少年団活動に功績のあった団、指導者等の表彰に関する事項を定めるものとする (表彰の形式)

第2条 表彰は滋賀県スポーツ少年団本部長名をもって行い、表彰状および感謝状とする。

(表彰の区分及び対象者)

- 第3条 表彰の区分及び対象者は、次のとおりとする。
- (1) スポーツ少年団育成功労賞 県・市町の本部役員、スタッフ、または単位スポーツ少年団役員、指導者、スタ
- (2)優秀単位スポーツ少年団賞 永年にわたりスポーツ少年団の発展に貢献し、特に顕著な功績のある単位スポー ツ少年団

ッフとして永年在籍し、スポーツ少年団発展のために寄与した者(若干名)

- (3) スポーツ少年団奨励賞 5年以上役員、指導者、スタッフとして活躍している者。
- (4)特別功労賞 顕著な功績があるとして、滋賀県スポーツ少年団本部長が特に認めた者・団体 《上記永年とは、10年以上をいう》

(候補者の推薦)

- **第4条** 候補者の推薦は、別に定める様式により市町スポーツ少年団本部長が所定の 期日までに、滋賀県スポーツ少年団本部長宛に推薦するものとする。
- 2 前項の規程にかかわらず、スポーツ少年団育成功労賞及び特別功労賞については、 滋賀県スポーツ少年団本部長も推薦することができるものとする。

(表彰者の決定)

- 第5条 表彰者の決定は、副本部長会の選考を経て、常任委員会において決定する。 (推薦基準)
- 第6条 表彰者推薦基準については、常任委員会の議を経て別に定めるものとする。 (変 更)
- **第7条** この規定の改正は、滋賀県スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

付 則

- 1 本規程は昭和62年4月1日から施行する。
- 2 平成 6 年3月5日改正
- 3 平成14年10月1日改正
- 4 平成27年5月16日改正
- 5 令和 2 年12月5日改正